

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習についてのお知らせ

ご案内のとおり、溶接ヒュームについては、令和3年に特定化学物質に加えられたことから、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業等(以下「金属アーク溶接等作業」という。)に係る作業主任者は、特定化学物質障害予防規則(以下「特化則」という。)第27条において、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(以下「特化物作業主任者講習」という。)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないとされています。

今般、特化物作業主任者講習に金属アーク溶接等作業に従事する方が多く受講されていること等を踏まえて、労働安全衛生規則等の省令が改正され、特化物作業主任者講習の講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した作業主任者技能講習(以下「金属アーク限定講習」という。)が新設されます。これにより、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、金属アーク限定講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとなります。(なお、従前どおり、金属アーク溶接等作業を行う場合において特化物作業主任者講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しても差し支えありません。)

改正省令の施行は令和6年1月1日ですが、現在、当協会においては、令和6年度からの金属アーク限定講習(1日、6時間の学科及び修了試験)の開催に向けた準備を行っております。開催時期については令和6年2月に協会ホームページに年間予定表を掲載することとしております。

なお、既に、特化物作業主任者講習を修了された方については、改めて金属アーク限定講習を受講する必要はありませんが、より詳しく金属アーク溶接等作業の作業管理について学びたいという方は受講できます。